

つくばみらい市
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(案)

《令和3年度～令和5年度》

令和2年12月
つくばみらい市

1 計画の背景と趣旨

内閣府の「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日現在の高齢者人口は3,589万人となり、高齢化率は28.4%となっています。そのうち75歳以上人口は1,849万人で、総人口に占める割合は14.7%となり、65～74歳人口の1,740万人、13.8%を上回っています。

本市における、令和2年10月1日現在の総人口は51,990人、そのうち高齢者人口は13,724人、高齢化率は26.4%に達しており、すでに市民の4人に1人が高齢者となっています。

本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をモデル的な地域を設定し推進するとともに、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってきました。

しかし、それらの取り組みによって課題が解決されたとは言えず、今後、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる等により、介護サービスの需要と多様化の必要性がますます高まることが予測されます。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けては、人口構成の高齢化が進み、介護ニーズが高いとされている85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。

こうしたことから、令和7年（2025年）を見据え地域包括ケアシステムの充実を引き続き図り、中長期的には令和22年（2040年）を見据え介護サービス基盤を整備するための取組をより推進することにより、本市の基本理念である「壮年期からの健康基盤の確立と高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり」を実現するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「つくばみらい市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法令等の根拠等

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

また、茨城県における総合的な高齢者福祉計画「いばらき高齢者プラン21」、地域ケア体制の整備に関する構想などの計画と整合を図るとともに、本市の「つくばみらい市総合計画」などの関連する各計画と十分に整合を図りながら推進します。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前的高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

また、団塊の世代が75歳となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



4 制度改正や国の基本指針等

(1) 地域共生社会の実現のための法改正

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none">○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針

第8期計画において記載を充実する事項（抜粋）
<ol style="list-style-type: none">1 令和7（2025）・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備<ul style="list-style-type: none">○令和7（2025）・令和22（2040）年度の推計を計画に記載2 地域共生社会の実現 （「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要）<ul style="list-style-type: none">○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進○医療・介護のデータ基盤の整備の推進○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化○社会福祉連携推進法人制度の創設3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進<ul style="list-style-type: none">○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について記載○拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化<ul style="list-style-type: none">○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数について記載5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進<ul style="list-style-type: none">○認知症施策推進大綱を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化<ul style="list-style-type: none">○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項について記載7 災害や感染症対策に係る体制整備<ul style="list-style-type: none">○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

5 今後の高齢者の状況

(1) 日常生活圏域の設定

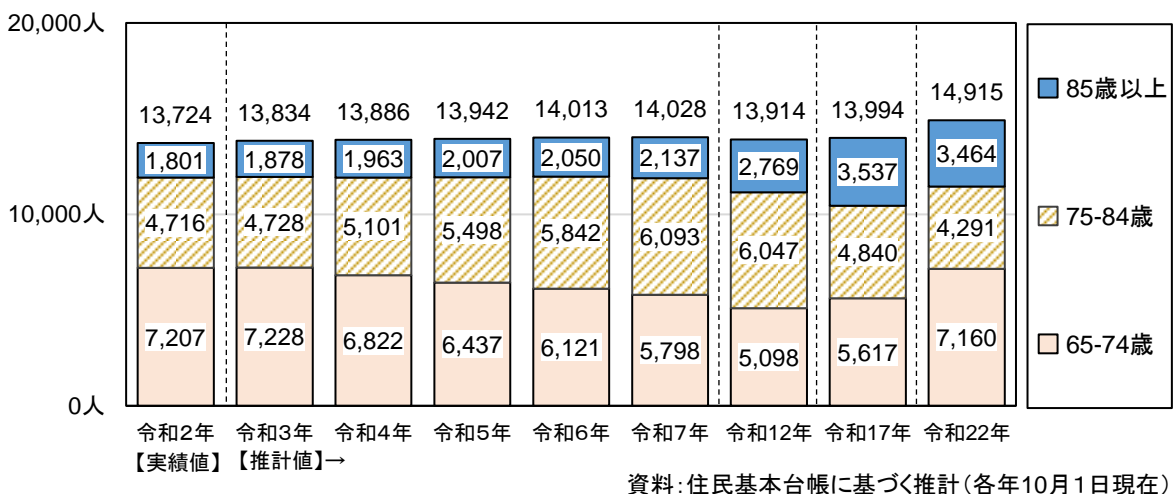
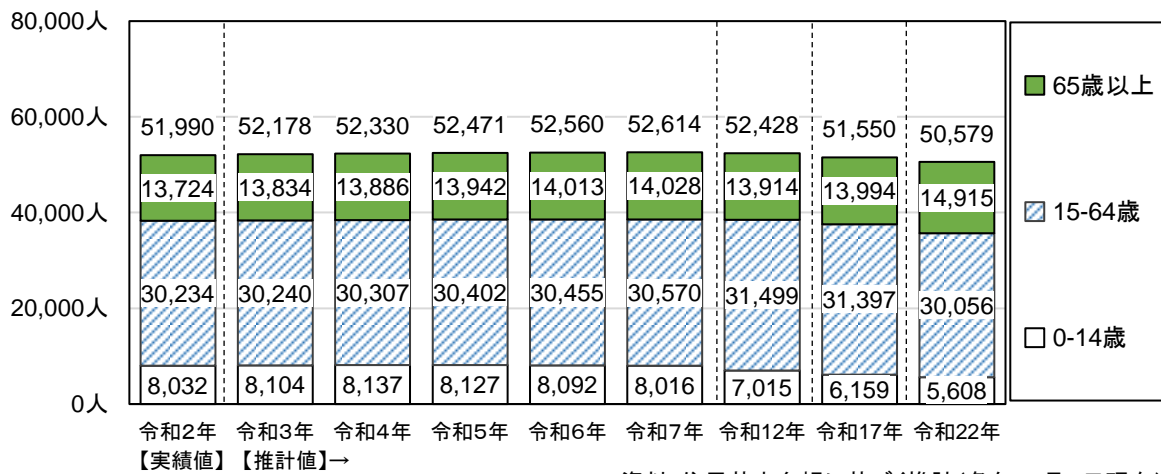
本計画では、高齢者をより身近な地域で支えるための環境づくりを目指して、市全体で適切な介護サービスの提供と地域支援体制を充実する拠点整備を効果的に展開するために、第7期計画を踏襲し市内全域を1つの圏域と設定し、サービス支援体制を構築します。

(2) 将来人口の推計

つくばみらい市の人口は51,990人（令和2年10月1日現在）となっており、つくばエクスプレスの開通や沿線開発の影響により、今後も人口は増加傾向が予測され、第8期計画最終年度の令和5年には52,471人と見込まれます。

また、高齢者人口は、令和2年の13,724人が、令和7年（2025年）には14,028人、令和22年（2040年）には、14,915人へと増加すると推計されます。

さらに、高齢化率の変化はあまりないものの、令和4年以降では後期高齢者人口（75歳以上）が前期高齢者人口（65～74歳）を上回ることが想定されます。



6 計画の基本理念と基本目標

基本理念

壮年期からの健康基盤の確立と 高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり

【基本目標1】 健康づくりと介護予防の推進

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していくことを基本に、生活習慣病や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、健康で長生きができるための高齢者の健康づくりや、地域の様々な介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、関係機関と連携し、介護予防の充実を図ります。

【基本目標2】 生きがいづくりと社会参加の推進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会のなかで、自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが必要です。

そのためには、高齢者にはいつでも活動的で生きがいに満ちた社会生活をしていただくため、高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な社会活動へ参加するとともに、就労支援の機会を促進し、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

【基本目標3】 地域ケア体制の充実

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるために、地域包括支援センターを中心とし、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケア体制の充実を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者及びその家族が安心して生活を送るためには、地域の見守り活動が重要な役割を果たします。見守り体制の充実を図るとともに、高齢者の人権を尊重した地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【基本目標4】 安定した介護保険サービスの提供

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活することができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

保険者である市は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層の質の向上に努めます。また、住み慣れた地域で生活できるよう、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

■ 施策の体系

基本理念：壮年期からの健康基盤の確立と高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり		
基本目標 1 健康づくりと介護 予防の推進	(1) 壮年期からの 生活習慣病 予防の推進	①各種健康診査 ②健康相談 ③健康教育 ④特定保健指導
	(2) 高齢期からの 介護予防の推進	①介護予防普及啓発 ②地域介護予防活動支援 ③地域リハビリテーション活動支援
基本目標 2 生きがいづくりと 社会参加の推進	(1) 生きがいづくり の促進	①高年クラブ ②よつわ大学及び公民館講座 ③敬老事業 ④プラチナ世代地域参加事業（社会福祉協議会）
	(2) 高齢者の就労支援	①シルバー人材センター ②情報提供の拡充
基本目標 3 地域ケア体制の充実	(1) 高齢者福祉事業 の推進	①各企業との見守り協定に関する取り組み
		②見守りサポート事業
		③寝具洗濯乾燥消毒サービス
		④介護用品助成
		⑤理髪サービス
		⑥高齢者通院通所交通費助成
		⑦外出支援サービス事業（移送サービス）
		⑧デマンド乗合タクシー（市内限定運行）
		⑨移動スーパー事業
		⑩買い物送迎支援事業（社会福祉協議会）
		⑪有料在宅福祉サービス
		⑫配食サービス（社会福祉協議会）
		⑬会食サービス（社会福祉協議会）
⑭おせち弁当配布（社会福祉協議会）		
⑮お達者クラブ（社会福祉協議会）		
⑯ふれあいいきいきサロン（社会福祉協議会）		
(2) 防犯・防災体制 の強化	①地域の防犯・防災組織の構築	
	②災害時要援護者支援制度等に関する取り組み	
	③救急医療情報キット	
	④新型コロナウイルス感染症等への対応	
(3) 権利擁護等の 推進	①成年後見制度利用促進	
	②高齢者虐待防止対策	
(4) 住環境の整備	①高齢者等の移動や利用に配慮したまちづくりの推進	
(5) 高齢者福祉関連 施設等の活用	①養護老人ホーム	
	②軽費老人ホーム（ケアハウス）	
	③生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	
	④老人福祉センター （つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘）	
基本目標 4 安定した介護保険サ ービスの提供	(1) 介護サービス 体制の整備	①介護サービスの安定供給
		②介護予防サービスの充実
		③介護保険法以外の高齢者施設との連携
	(2) 介護サービスの 質的向上等	①ケアマネジャーの講習会の実施
		②事業所によるサービスの質の向上
		③苦情・相談受付体制の充実
		④介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化
	(3) 家族介護者に 対する支援	①介護保険制度の広報拡充
		②相談体制の充実
	(4) 連携体制の強化	①地域包括支援センターの充実
		②地域包括支援体制の構築

7 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

■ 地域支援事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
(要支援認定者・事業対象者)
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
 - ・介護予防ケアマネジメント
- 一般介護予防事業(65歳以上全ての高齢者)

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等)
- 生活支援体制整備事業
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付等費用適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業(地域自立生活支援事業・認知症対策)